

離婚

に関連するおもな手続き

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居）	※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください		○住民生活課 【住民係】	
	前配偶者と同居中で、生計を別にしている方	世帯分離届				
	姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方	カードの券面記載事項変更（氏名変更）	・マイナンバーカード			
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	旧姓での印鑑登録は自動的に登録廃止になるため、新しい姓での印鑑登録が必要です	・顔写真本人確認書類 ・登録する印鑑			
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法 77 条の 2 の届）	※受付窓口でご相談ください			
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	※受付窓口でご相談ください			
保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など資格確認書の記載に変更がある方	新しい資格確認書の交付	・変更前の国民健康保険資格確認書		○住民生活課 【保険係】	
	→70 歳から 74 歳までの方	新しい資格確認書の交付	・変更前の国民健康保険資格確認書兼高齢受給者証			
	姓が変わる方で、75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険資格確認書の交付（後日郵送）	・変更前の後期高齢者医療保険資格確認書			
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より 14 日以内 国民年金の加入 （20 歳から 60 歳未満） ※資格喪失日より 14 日以内	・前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書			
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など			
	年金を受給している方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出	日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、原則手続きは不要です			
子ども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方（0 歳～高校生年代）	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください	・請求者の口座がわかるもの ・請求者の保険資格が確認できるもの（3 歳未満の子どもがいる場合のみ） ※必要なものがそろっていても窓口へお立ち寄りください		○子ども未来課 【子育て支援係】	
	子ども医療費受給者証をお持ちで主たる生計維持者が変わる方（0 歳～高校生）	子ども医療費助成の受給者証の変更	・子ども医療費受給者証 ・保険資格がわかるもの（子）		○住民生活課 【保険係】	
	放課後児童クラブの利用を希望する方	児童クラブの利用相談	※受付窓口でご相談ください			
	保育所に入所を希望する方	保育所の入所相談	※受付窓口でご相談ください		○子ども未来課 【子育て支援係】	
	保育所に入所しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	※受付窓口でご相談ください			
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求	※受付窓口でご相談ください		○子ども未来課 【こども家庭センター】	
		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		○住民生活課 【保険係】	
	小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	学校から申請書を受け取り必要事項を記入のうえ、当該学校へ提出してください		○教育委員会事務局	
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください		○健康福祉課 【地域福祉係】	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・保険資格が確認できるもの		○住民生活課 【保険係】	
予防 接種	予防接種を希望される方	氏名・住所変更など	※受付窓口でご相談ください		○健康福祉課 【健康増進係】	
がん 健診	がん検診の受診を希望される方	氏名・住所変更など	※受付窓口でご相談ください		○健康福祉課 【健康増進係】	

高 齢	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更	・介護保険証	○健康福祉課 【介護保険係】
障 がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	○健康福祉課 【地域福祉係】
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・保険資格が確認できるもの	○住民生活課 【保険係】
税・料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	※受付窓口でご相談ください	○建設水道課 【計画調整係】
	税・料などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印	○税務課等関係課
その他	農業者年金に加入している方で 姓や住所に変更がある方	年金証書又は被保険者証の氏名・住所変更	・年金証書又は被保険者証	○農業委員会 (農林水産課内)
	町営住宅を退去する方 または町営住宅に入居・同居を希望する方	町営住宅の退去手続き	※受付窓口でご相談ください	○住民生活課 【住宅係】
		町営住宅の入居・同居の相談	※受付窓口でご相談ください	
役場から送付される別居親族宛書類の送付先 になっている方で姓や住所に変更がある方	送付先の変更	※受付窓口でご相談ください	○送付先届出書を提出した各関係課	

岩美町役場

〒681-8501
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 675 番地 1
電話 0857-73-1411(代表)

※健康福祉課
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 1029 番地 2
岩美すこやかセンター内

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

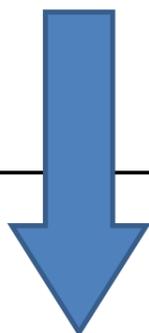
※毎週 火曜日・木曜日の窓口業務(住民生活課・子ども未来課・税務課・健康福祉課に限る。)は午後7時まで

岩美町ホームページ <https://www.iwami.gr.jp>

手続きチェックシート

離婚される方へ

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停(裁判)離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人(成年2人)の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがあるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。
- 調停(裁判)離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。



関連する手続きは内側にあります

必要な書類が届出の日にとろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・特別医療受給者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。